

住民票の写し等に関する郵送による請求の方法について（第三者（法人）請求用）

下記の①～⑦を同封の上、お送りください。

①住民票の写し等に関する請求書（郵送用・第三者（法人）請求用）

記入漏れのないようご確認ください。

②現に請求の任に当たっている方の本人確認書類の写し

※確認書類の種類によって１点確認と２点確認があります。

１点確認書類	２点確認書類（２種類必要）
運転免許証、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真付き）など	（イ）健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金証書、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真なし）など
	（ロ）学生証、社員証、会員証、預金通帳など
※ ２点確認書類の場合は、（イ）の書類１点と（ロ）の書類１点、もしくは（イ）の書類２点	

※保険証等の写しを送付する際は、被保険者記号・番号等が復元できないよう油性マーカーなどで黒く塗りつぶしてからご郵送ください。

③権限確認書類の写し

- ・代表者が請求する場合は、代表者の資格証明書（登記事項証明書の写し等）が必要です。
- ・担当者が請求する場合は、社員証の写し等が必要です。

④法人の所在地が確認できる書類

- ・法人ホームページ内で法人の所在地が確認できるページの写し等が必要です。

⑤返信用封筒

- ・表に法人所在地、法人名、担当者氏名等を書いて郵便切手を貼ってください。
- ・通数の多いときは、切手を多めに貼っていただくか、同封してください。

※速達の場合は、別途速達料分の切手が必要になります。

⑥定額小為替又は普通為替

- ・手数料に相当する額のをゆうちょ銀行または郵便局でご購入ください。
（熊谷市の場合は、１通２００円です。残額は定額小為替にて返金いたします。）
- ・為替には何も記入しないでください。

⑦疎明資料

- ・第三者による請求の場合は、住民票の写し等の請求が正当なものであることが確認できる疎明資料（契約書の写しや住民票等）が必要です。

※熊谷市では住所、氏名の他に、契約時から熊谷市までの住所の繋がりや、氏等の変更を確認し同一人物であることを判断しておりますので、確認できる資料（他市の住民票（除票）や戸籍の附票等）を添付してください。

- ・請求書に請求理由を詳しくご記入ください。

⑧その他

- ・「請求書の記入漏れ」や「使用目的が相当と認められない場合」は交付できません。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた時は、３０万円以下の罰金に処せられます。（住基法４７条）

◆ご不明な点は下記へご連絡ください。

〒３６０－８６０１ 埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１

熊谷市役所 市民課 管理係

電話０４８－５２４－１１１１ 内線２６７